

# P T A 等共済法だより

第51号  
2017/4/30発行  
(原則毎月末発行)

文部科学省生涯学習政策局  
社会教育課P T A等共済室  
(編集：吉谷 正)



桜

## ■ 新年度がスタートしました！

平成29年4月1日現在、全国で27の共済団体がP T A等共済法に基づく共済事業を実施しています。認可の早い団体では、7事業年度目を迎えており、昨今の学校管理下での怪我の増加に伴う共済金支払額の増加によって、共済掛金の見直しや補償の見直しに着手している団体も出てきています。少子化で今後も会員の増加が見込めない現状では、加入対象範囲の拡大等を検討している団体も増えつつあります。共済事業の正確上、コンプライアンス管理やリスク管理等自己規律に基づいた運営が必要であり、日々苦勞されているのではないかと思います。今年度は改正個人情報保護法も全面施行される時期であり、個人情報に関する適正な取扱いも重要になってくるものと思います。共済室としても十分に教育委員会や共済団体を支援していきたいと思っております。

## ■ 共済法と関連する法律やその主な規定（第1回 保険法 /全12回） New!

新年度から1年間は、共済法や共済事業に関連する法律等のポイント解説を行いたいと思っております。第1回は、保険法です。

保険法（平成20年6月6日法律第56号）は、保険契約（共済契約を含む）の成立・効力・履行・終了の一般について定めたものです。もともとは、商法の中に規定がありましたが、商法から独立して「保険法」として平成22年4月1日に施行されました。民法にも契約の規定がありますが、民法に対して特別法という立場にあり、保険法の規定が優先されます。保険法は、大きく「損害保険」、「生命保険」、「傷害疾病定額保険」の3つに分かれ規定されています。P T A・青少年教育団体共済法は、傷害疾病定額保険に該当するものと考えられています。「生命保険」とは生死保険であり、一般に使う「生命保険」とは意味合いが違います。

保険法での契約に関する考え方は、モデル共済規程にも盛り込まれています。主な内容は次のとおり。

なお、共済契約者等保護の立場から、保険法の規定よりも不利な内容の定めは無効となる「片面的強行規定」があるので注意。

- ・「共済事業」とは、災害に関し、共済掛金の支払いを受け、共済金を交付する事業。…保険法第2条第1号（定義）（参考）保険契約の定義において、「保険契約、共済契約その他いかなる名称であるかを問わず」「保険料（共済掛金を含む。）」と定められ、共済も保険法の対象であることが明記されました。
- ・死亡共済金の受取人を本人の相続人としていること…保険法第67条第1項（被保険者の同意）＜絶対的強行規定＞
- ・共済証書の記載事項…保険法第69条第1項（障害疾病定額保険契約の締結時の書面交付）＜任意規定＞
- ・4月1日から補償開始するにあたり3月31日まで契約することとしていること…保険法第68条（遡及保険）＜絶対的強行規定＞
- ・自殺や被共済者の故意・重過失を免責（共済金を支払わない）としていること…保険法第80条（保険者の免責）＜任意規定＞
- ・途中脱退する場合の未経過分の共済掛金の返還……保険法第93条（保険料の返還の制限）＜片面的強行規定＞

（注）返還対象は純掛金部分でよい。返還に伴う費用が返還する金額を上回る等合理的な理由があれば返還しないことができる。

- ・共済金請求権が3年であること……保険法第95条（消滅時効）＜絶対的強行規定＞

（参考）仮に共済規程において2年としてもその規定は無効になり、保険法の規定が適用される。共済団体の有する共済掛金請求権の消滅時効は1年。



## ■ FAQ Q： 認定こども園をP T A等共済の補償対象とすることはできますか。

A： 認定こども園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年6月15日法律第77号）に基づき創設された施設です。（平成24年月の子ども・子育て関連3法で一部改正）

①幼稚園および保育所等の施設・設備が一体的に設置、運営されている「幼保連携型」、②認可された幼稚園が保育所的な機能を備えた「幼稚園型」、③認可された保育所が幼稚園的な機能を備えた「保育所型」、④都道府県の認定基準により認定された「地方裁量型」の4タイプがあります。

①と②は法第2条の「学校」に該当、③と④は法第4条第4項の「隣接保育所等」に該当しますので、4つのタイプの認定こども園すべてが補償の対象となりうるものとなっています。全国の共済団体の中には、既にこれらを加入対象としたものもあります。少子化で会員の減少が見込まれるなか、新たに対象とする検討を行う団体もあると聞いています。

## ■ おしらせ

- ・平成29年度に役員向け研修会を予定している団体で講師派遣が必要な場合は、お早目に御相談下さい。共済法や共済事業に全般に関する内容の他、共済規程の説明、諸課題の支援、5/30に完全施行を控えている改正個人情報保護法の事業者に対する課せられた義務、共済事業における個人情報管理についても説明いたします。
- ・業務報告書の提出は6月末までです。理事や監事等の就任や退任があった場合は、届出が必要になります。
- ・担当者の御連絡及び共済事業の認可申請の意向調査に御協力いただきありがとうございました。

認可後の運営や共済事業の見直し、指導や監督等について御相談がありましたら、お気軽にP T A等共済室まで御連絡ください。

「悩むより電話一本共済室」一緒に解決していきましょう。

＜次号の発行予定：5月31日＞

（おことわり）本誌は、共済団体－教育委員会－文科省間の情報共有ツールとして発行しているものです。それ以外の目的での転用・引用・転載・複製・Web上へのアップロードを一切禁止いたします。お問い合わせについても関係者のみ対応させていただきます。

## ■ 共済団体の紹介～Renewal!

一般財団法人北海道高等学校安全互助会（共済事業開始：平成27年4月）

平成26年の法人設立から夢中で走ってきましたが、3月には初めての立入検査を終え、共済事業も3年目に入り、ようやく全国の仲間の正会員となることのできたのかなと思っています。

ケガなどが発生した際にできるだけ早く通常の高校生活を過ごせるように支援することを目的として、PTAの手により本会が設立されたという原点を常に心しながら、PTA会員に共済事業への理解を促進し、加入数の増加を図るべく取り組んでいます。少子化の大波には抗しがたいものがあります。

健康や安全に関する普及啓発事業を通じた災害の未然防止の取組も重要です。この2年間の傷病の発生件数は3,611件。発生時の場面、部位、傷病の状態などはビッグデータとして蓄積されています。高体連などと連携して傷病の発生を防ぐ手立ても広げていかなければなりません。

ケガが十分に治らないまま部活動が続け給付が長期間に渡ったり、スポーツ振興センターに加入していない生徒がいることなどは、互助会の運営を超えた重要な課題です。

事務局長が高P連と兼務となりリストラの風も吹いていますが、効率的な運営に心がけています。

少し気は早いですが、31年度は北海道で全国大会が開催されます。ご期待ください。（事務局長 井村美彦）



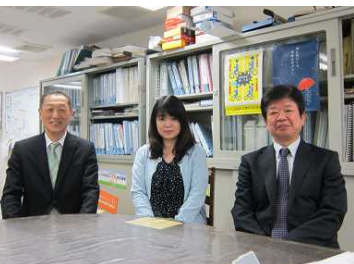
井村局長 青陽次長

## 一般社団法人新潟県高等学校PTA安全互助会（共済事業開始：平成27年4月）

新潟市の中央をゆったりと流れる信濃川河口「萬代橋」にほど近いところに当事務所があります。夏の海水浴に、冬のスキーに、佐渡観光と1年中楽しめる環境です。桜のころ、信濃川の堤防「やすらぎ堤」では多くの家族連れで賑わっていました。

さて、共済事業を開始してから3年目になります。それまでの積立金を取り崩しながら見舞金の給付活動（旧安全互助会）を行ってきた経験はありますが、以前のそれとは異なり、心配したり、不安になったり、何かと気を遣うことが多くあります。

加入校において、給付条件や事務手続等の理解が十分浸透していないこともその一つです。担当者が教員であったり、事務職員であったり学校によって異なります。時には手引きを片手に電話でやりとりすることもしばしばありますが、お陰様で皆さんのご協力により、ほぼ順調に運営することができホッとしています。



中村次長、吉田さん、荒木事務局長

例年の文科省研修会や全国連絡協議会で会員の減少、給付額の増加及びそれに伴う掛金の値上げ等々の課題が挙げられています。共済事業を開始したばかりではありませんが、当会も例外ではありません。研修会で学んだ様々なリスクに対する管理をしっかりしていかなければならないと身を引き締めおられます。校長協会、高P連事務局2人が兼任で業務を行うという文字どりの零細ですが、お近くにお越しの際はぜひお立ち寄りください。（事務局長 荒木和義）

## PTA等共済室

□4月17日（月）全国子ども会連合会・地区別事務担当者研修・都内（吉谷）

□4月19日（水）神奈川県PTA協議会安全互助会第11回法人化・共済事業準備委員会・横浜市（吉谷）

□4月20日（木）埼玉県PTA安全互助会・共済業務・埼玉県浦和（三島）

\*\*\*\*\* 4月から新メンバーとなりました。\*\*\*\*\*

○4月より着任しました佐藤と申します。PTA活動等、様々な教育活動をされている方々のセーフティーネットとしての共済事業の重要性と、その事業に関わられている皆さまの日頃からの御努力をしっかりと理解して務めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。（佐藤貴大）

○4月よりPTA等共済室にまいりました三島と申します。みなさまのお力になれるよう、誠心誠意取り組ませていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。研修会等でみなさまにお会いできる日を楽しみにしております！（三島健一）

○はじめまして。今年度よりお世話になります、草野と申します。昨年度まで徳島の学校にて事務職で勤務しておりました。皆様に寄り添える存在になれるよう努力していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。（草野麻耶）



三島、佐藤補佐、草野

## ■平成28年第2回PTA等共済法研修会開催のお知らせ

共済室では、毎年2月と6月、PTA等共済に関する研修会を実施しています。認可団体には適正な運営に向けて、自治体には指導監督に関する知識の習得に努めていただいております。これまで、延べ21回605名の参加を頂いております。団体向け研修は、共済法等の基礎知識の他、課題解決のための実践、コンプライアンス、リスク管理、個人情報管理等、新しい話題も含め、より発展的な内容となっております。旅費等の御負担をお掛けいたしますが、継続して参加されることを願っています。最近では、事務局役職員のみならず、会長/理事長や理事・監事の方にも多く参加していただいております。新任の方もお待ちしております。今回も4月12日又は4月14日に事務連絡において、通知させていただいたとおり研修会を開催する予定です。今回は、異動等に対応して、共済法の解説等基礎からの内容になります。申込締切は、5月15日（月）となっております。

① 6/1(木)自治体向け研修・・・13:00～17:00

② 6/2(金)団体向け研修・・・13:00～17:00

## ■ 編集後記

いよいよ平成29年度。補佐以下4名中3名が異動等で交代になるなか、少し不安なところもありましたが、共済室も全員揃い、新体制でのスタートしました。今年度も少数精鋭で頑張っていきます。まずは研修会でお会いしましょう！

松戸での事件があり、子供たちの通学路の安全確保についての関心が高まっています。安全確保も、交通事故だけでなく犯罪被害の防止という観点も必要になってきています。地域の実情にあった安全対策が行われるよう、そしてそれらを安全普及啓発活動等が効果的に活用され、未然防止につながることを願っております。数年前、団体でのコンプライアンス研修会の中で、性善説では対処できない、性悪説からのアプローチが必要との説明に、役員の方から人を育てる文科省としてどうかと怒られたことがありました。しかし現実の社会を見る限りそうではない。むしろ身を守るためには必要と矛盾を感じたものです。少なくとも我が家においては、「世の中いい人ばかりではない。悪い人はいる。」と教育していますし、リスク管理としても間違っていないと思っています。暴力、いじめ、携帯スマホ等のマナーも。子は大人を見て育つもの。（PTA等共済室：未だ腕のしびれが取れない吉谷）